

## 第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

- 1 日 時 平成30年8月23日(木) 午後1時30分～3時00分
- 2 場 所 山梨県防災新館2階 201会議室
- 3 出席者  
(委員)  
有田明美、今井克次、宿澤理恵、竹内正直、時田眞男、中込香代子、仁科加代子、馬場正江、藤井道孝、古屋まゆみ、矢崎繁、柳田正明、渡邊秀昭  
(五十音順)  
  
(県側等)  
福祉保健部長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、交通政策課、防災危機管理課、福祉保健総務課、健康増進課、産業人材育成課、高校改革・特別支援教育課、警察本部交通規制課、山梨労働局職業安定部職業対策課、自立支援協議会座長  
  
(事務局) 障害福祉課  
企画推進担当(2人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、心の健康担当(1人)
- 4 傍聴者等の数 5人
- 5 会議次第  
(1)開会  
(2)福祉保健部長あいさつ  
(3)会長あいさつ  
(4)議事  
(5)閉会
- 6 会議に付した議題  
(1)協議事項  
『やまなし障害者プラン2015』の達成状況について  
(2)報告事項  
平成29年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について  
(3)その他
- 7 議事の概要  
(1)議題「『やまなし障害者プラン2015』の達成状況について」  
議題について、資料1及び参考資料1により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました。この件について、御質問がありましたら承ります。

(委員)

参考資料1に関連しましてお尋ねしたいことが4点あります。

まず1点目。参考資料1の1ページ目、8番の地域防災リーダーの育成に関して、あと、11番の相談支援事業従事者の養成に関して、その中に、手話のできる人が含まれるかについて確認をしたいと思います。

次に2点目。参考資料1の3ページ目、28番の手話通訳者の養成、29番の要約筆記者の養成に関して、達成できなかった理由をお答えいただきたいと思います。

次に3点目。参考資料1の2ページ目、18番及び19番の障害者の雇用、雇用率に関して、障害者が就労するだけでなく、就職した後、定着して、働き続けられる状況になるように、特に聴覚障害について、情報とコミュニケーションが不得手という問題がありますので、手話通訳を付ける、もしくは要約筆記を付けるといった配慮が必要かと思われませんが、その辺りの確認ができていますかどうかお答えください。

最後、4点目。参考資料1の1ページ目、1番の共生社会に対する理解の促進に関して、非常に大事なことだと思っています。聴覚障害の方が、手話の普及状況も踏まえると、地域の方々とコミュニケーションを持つことが非常に難しいこと、政治の方に対する聴覚障害者及び手話の理解の促進に対する取組、共生社会に対する理解の促進のための取組についてもう少し細かくお答えいただければ有り難いと思います。

(議長)

以上ですか。

(委員)

はい、以上です。

(議長)

それでは事務局、答弁をお願いします。

(事務局)

順番が入れ替わりますが、まず、28番の手話通訳者の養成、29番の要約筆記者の養成に関して、お答えさせていただきます。設定内容で手話通訳者は各年度4人、要約筆記者は各年度5人と見込んでいます。平成29年度末の累計値としましては、手話通訳者を130人、要約筆記者を136人となっており、達成区分はともに80%以上100%未満のB、それぞれ98.3%、86.1%となっています。手話通訳者及び要約筆記者の養成については、聴覚障害者情報センターで実施しているところですが、広く周知したり、多くの方が講習会などに参加していただいたりすることが、想定しているより少なかったのではないかと考えています。これについては、今後、講習会の周知を広く行っていくことや、回数、実施場所などを工夫し、現状Bの達成状況を上げていきたいと考えています。

次に8番の地域防災リーダーの育成に関して、その中に、手話のできる人が含まれるのかという御質問について、お答えさせていただきます。地域防災リーダーは自治会の

役員さん、区長さんが主に対象となっており、手話ができるかどうかまでは把握しておりません。

次に、11番の相談支援事業従事者の養成に関して、手話のできる人が含まれるのかという御質問について、お答えさせていただきます。手話ができる方がいるかどうかまでは把握しておりません。

次に、共生社会の実現に向けた普及啓発について、お答えいたします。資料1の1ページ目の共生社会の認知度について、一番右端のところに、取組を書かせていただきましたので、この部分によって説明をさせていただきます。まず一つ目は、障害者団体と一緒に12月3日から12月9日まで行っております障害者週間等、街頭キャンペーン、啓発普及を実施して参ります。昨年度も12月3日に、甲府駅南口で街頭キャンペーンを行いました。

委員の皆様にも何度か御覧頂いておりますが、心のバリアフリーガイドブックを作成し、御質問がありました聴覚障害につきましても、障害の特性、必要な配慮について記載させて頂いております。これをテキストとしながら、学校、特に小中学校の福祉教育において活用して頂いております。このパンフレットにつきまして動画を収録しましたDVDも福祉教育の教材として活用して頂いております。大人の方々につきましては、県ホームページでは、このようなパンフレット、DVDとは別に同じような内容の心のバリアフリー専用のウェブサイトを設けておりそちらも活用して頂いております。

併せまして、昨年度は、各地域に障害者差別解消推進委員が出向き、心のバリアフリーをテーマにした県政出張講座を24回開催し、こういった資料を活用しながら、様々な地域でいろいろな方々に普及啓発を図ってきたところです。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

18番及び19番の障害者の雇用、雇用率に関して、就労後の定着のため、聴覚障害について、手話通訳を付ける、もしくは要約筆記を付けるといった支援が行われているかどうかお答えください。

(事務局)

18番について、ろう学校の生徒が卒業後就労時手話を付けて頂いているかどうかどうかは情報を得ておりません。ろう学校に限らず、卒業後にどのような困難があるのか、丁寧に聞き取りをして対応していきたいと考えています。

19番について、民間企業に対して就労支援を行っておりますが、そういった中で手話が必要な方がいるかどうか、承知しておりません。

手話通訳者の派遣件数については、達成区分はBでしたが、毎年度、派遣要請は増えてきているため、その派遣要請に十分応えられるように、手話通訳者の養成とともに柔軟に派遣要請に対応できる体制を構築していきたいと考えています。

(委員)

お答えありがとうございました。

特に手話通訳の養成に関しては大変危惧するところです。先程、事務局からお答えいただいたように、確かに派遣が増えていることは聞いております。派遣に対応できる通

訳者が47名、要約筆記者は51名と聞いておりますが、派遣数に対して手話通訳数が足りているか心配しております。地域の状況をみますと、例えば峡南地域の市川三郷町は大変手話を学ぶ人たちが増えていますが、甲府市で開催される手話通訳の養成に通うことがとても大変という方がおられると聞いていますので、養成の場所を増やしていただきたいと思います。

8番の防災リーダー、11番の相談支援従事者養成に関して、質問させて頂いた主旨は、災害を受けた場合や相談を受けた場合、必ず手話や手話通訳が必要となってくると思いますが、そういった場面でコミュニケーションがとれず対応できないこともあるかと思えます。また、手話ができる方がいない状況では聞こえない人の生活も不安になってしまいますので、手話ができる方がいれば相談しやすい環境になるのではないかと思います。是非、手話通訳者を養成していただきたいと思えます。他にも伺いたいことはありますが、以上です。

(議長)

質問がだいぶ順序不同で、お答えする方、また、質問者以外の委員の方が戸惑うような状況ですので、1つ1つ問題を上げて頂き、1つ1つ回答を確認しながら議事を進めていきたいと思えます。

他にございますか。

(委員)

達成状況を示したものであって、評価ではないと認識しています。達成状況をABCと付けていると評価みたいに感じてしまいます。目標値から達成できていないのはどの程度なのか、目標値を達成できているがそれが150%だったり200%だったりする場合であってもそういった部分の解釈が重要となると思えます。達成率を超えているからいいやとならないようにして欲しい。

(事務局)

資料1及び参考資料1は、昨年度、あるいは平成27年度、平成28年度の達成状況について、80%以上を一定の指標として提示させていただいたもので、これについて、委員の皆様から点検を受け、御示唆をいただき、やまなし障害児・障害者プラン2018へ反映させて参りたいと考えています。達成区分がAだからといって、当該事業は終わりと言うことではありません。

(議長)

他にございますか。

(委員)

2点、お聞きしたいと思えます。

まず1点。参考資料1の9番の市町村による福祉避難所の登録数について、今年の3月に圏域単位の障害者団体と市町村との話し合いがありました。私の地元の甲州市について、3箇所、福祉避難所を設定しました。塩山地区は塩山保健福祉センター、勝沼地区は勝沼健康福祉センター、大和地区は大和福祉センター、要するに行政の建物を指定しています。塩山地区の場合、周辺住民も含めた避難所になっています。勝沼地区の場合、周辺住民に加え、なおかつ、自衛隊を派遣要請した場合の駐屯場所になっていま

す。勝沼地区の勝沼健康福祉センターに障害者団体の人、周辺住民、自衛隊はとて入れないというのが建物を管理しているところの話としてありました。大和地区の場合、大和福祉センターが山間にあるため、一般住民で避難する人はいないような危険地域だと言われています。要は、机上で「ここに公共の建物があったからこのエリアはここにしましょう」と言ったような形で各市町村が決めたかもしれません。私の住んでいるところから一番近い避難所から6キロメートル離れているので避難という感覚はありません。私の地域では近くの交流センターの駐車場に避難することになっています。

本当に避難可能なのか、むしろ豪雨のときなどは、危険地域に避難することになるのではないかといった感覚はありますが、本当に登録された福祉避難所は機能するのか心配しています。

あと、1点。参考資料1の34番の補助犬を貸与する頭数に関して、3年間の目標が38頭に対して、達成状況は37頭となっています。この数字の根拠をお示しいただきたい。確か、補助犬の県からの貸与は、年間2頭だったと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

大変貴重な時間ですので、できるだけ、御質問、答弁ともに要領良く簡潔にお願い致します。

それでは、事務局、答弁をお願いします。

(事務局)

まず、福祉避難所の設置についてお答えします。福祉避難所は、各市町村が実施主体として確保することとされていますが、各市町村において確保できる施設に限りがあることから、御指摘のありました施設が福祉避難所として指定されたものと思われます。

しかし、福祉避難所において、障害の特性に配慮することは、障害のある方にとって、とても重要な問題でございますので、今後、関係機関に対して、福祉避難所を確保する際は、身近な障害者の声を聞きながら進めるよう、働きかけて参りたいと思います。

次に、34番の補助犬の育成及び貸与に関して、3年間の目標が38頭、達成状況は37頭となっておりますが、これはこれまでの積み上げ、過去からの累計となっております。平成27年度は1頭、平成28年度は2頭、平成29年度は2頭となっており、貸与の実績で37頭となっております。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

2点ございます。

まず1点。参考資料1の21番の「県版障害者ジョブコーチ」の派遣は目標を達成し

ていないような印象を受けるのですが、このジョブコーチは実際どの程度、どのような支援をしているのか具体的な内容をお聞きしたい。

もう1点。22番の精神障害者社会適応訓練事業の実施に関して、平成29年度の目標値が5人であるのに対して平成29年度末の実績値は3人となっているが、設定内容の欄には各年度5人とあり、これからも毎年度5人ずつ当該事業を実施していくと理解してよろしいでしょうか。

(委員長)

事務局、答弁をお願いします。

(事務局)

まず1点目、21番の「県版障害者ジョブコーチ」に関して、お答えさせていただきます。まず障害者ジョブコーチには県版のほか、国版があり、両者が一体となりながら、障害者の就労支援を行っております。国版障害者ジョブコーチが障害の方の職業能力のアセスメントや支援計画の作成等を行い、県版障害者ジョブコーチはより柔軟に機動的な支援を行っております。具体的には、ハローワークへの同行支援、障害者の職場内での見守り支援、定着支援、通勤の際の同行、早朝や土日といった国版障害者ジョブコーチが対応できない際の支援、職業生活を送る際の諸々の支援を行っております。

(委員)

現場で障害を持った方との仲立ちをされる方達がいると思いますが、そういった方達との連携も含めて、ジョブコーチが役割を担っているという理解でしょうか。その方だけが、国と県の方、2人が、主にやられるということではなくて、他にもいろいろな地域の方や作業所の方を巻き込んでやっている、その連携役をなさっているということでしょうか。

(事務局)

当事者の方と1対1という訳ではなく、関係する方々がいる場合は、その方々と一体的に支援させて頂き、ジョブコーチにはその連携役をしていただいております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。22番の精神障害者社会適応訓練事業の実施に関して、これからも毎年度5人ずつ当該事業を実施していくかどうかもお答え頂きたい。

(議長)

事務局、答弁をお願いします。

(事務局)

22番の精神障害者社会適応訓練事業の実施に関して、一般就労へ移行した方の数は各年度5人という目標を立てています。精神障害者社会適応訓練事業を受けた方は、過去3年ですと、平成27年度で15人、平成28年度で18人、平成29年度で20人

となっています。この中で一般就労へ移行した方が平成29年度末で3人でした。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

1つはお願いです。先程、他の委員の方から、数値目標に対する進捗状況ということで、質的な評価ということについては今後、各市町村の意見を拾い上げて、検証していくのかと思われます。参考資料1の8番の地域防災リーダーの養成について、達成状況は150%程度ですが、この地域防災リーダーの養成は、地域の障害者の防災や要援護者の支援に、結び付いておりません。毎年度、障害の方が地域防災訓練へ参加するため、社会福祉協議会と障害者支援センターで協力しています。防災危機管理課に確認すると、この地域防災リーダーが障害の方をはっきり把握できておらず、社会福祉協議会と障害者支援センターとの協力ができてないという状況です。質的な評価というところではこの計画の中に要援護者の支援の充実を図るとありますので、障害の方の地域防災訓練への参加について県、社会福祉協議会、障害者支援センターが連携できるような要請をお願いしたいと思います。

次に質問です。参考資料1の20番の福祉人材センターの<sup>あっせん</sup>斡旋による就職促進について、福祉人材の不足は非常に喫緊の課題となっています。サービスはあるけれど担ってくれる人材がない、今は定着率もなかなか悪くなるような状態、それから障害の方の支援をするには、専門的な知識と技術が必要と言うところで、ここには毎年、1.4倍の人数を確保していくとありますが、今後の県の取組をどのように行っていくのかお聞かせ頂きたいです。

(議長)

2点ありましたが、事務局、答弁をお願いします。

(事務局)

8番の地域防災リーダーの養成につきまして、障害者、要援護者の方と連携を図るという意見をいただきました。今後、養成講座の中で、そのようなところも含めて、研修を実施して参りたいと思います。

20番の福祉人材センターの<sup>あっせん</sup>斡旋による就職促進につきまして、福祉人材センターにおいて、就職フェアであったり、事業の紹介、相談会であったり、広く県民の方に福祉の仕事を紹介することで人材を確保したいと考えています。

(事務局)

人材の確保につきまして、本日は障害者の施策について御論議いただいているところですが、障害者福祉のみならず、高齢者福祉、また児童福祉に関しましても、こちらの

マンパワーの不足というのはいろいろなところからお声を頂いているところでございます。県といたしましても、様々な施策、機会を捉えながら、ソフト面を中心に、人材育成などを行いながら、人材の確保に努めさせて頂いております。市町村あるいは事業所の皆様の御意見を広くお伺いする中で、今後とも難しい課題ではございますが、精一杯取り組んで参ります。

(議長)

他にございますか。

(委員)

関連質問があります。22番の精神障害者社会適応訓練事業の実施に関して、精神障害者社会適応訓練事業を受けた方は平成27年度で15人、平成28年度で18人、平成29年度で20人とのことであり、この中で一般就労へ移行した方が平成29年度末で3人とのことでしたが、ジョブコーチの派遣が、精神障害者社会適応訓練事業を受けた方について行われ、就労に向けた御努力をなされたとの理解でしょうか。

(事務局)

22番の精神障害者社会適応訓練事業においてジョブコーチは派遣しておりません。そのような関係にありません。

(委員)

そういったことは承知していますが、先程、おっしゃった平成27年度で15人、平成28年度で18人、平成29年度で20人の数字と平成29年度末で3人の数字はどのような関係にあるのか確認させて頂きたいと思います。

(事務局)

先程申し上げた平成27年度で15人、平成28年度で18人、平成29年度で20人は、精神障害者社会適応訓練事業の利用対象者となります。これらの方が各年度5人、一般就労できることを目標にこの事業を行っています。そのうち、平成29年度末の一般就労移行者数は3人であったことを御説明させて頂きました。

(委員)

分かりました。

(議長)

質疑は以上とさせて頂きまして、第1議題につきましては事務局の説明を御了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

- 承認 -

(議長)

ありがとうございました。

それでは、第2議題であります「平成29年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書



について」の説明をお願いします。

(2) 議題「平成29年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」

議題について、資料2により、同協議会の座長（以下「座長」という。）から報告した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

この件について、御質問等ございますか。

(委員)

資料2に登場する、ファシリテーションができる人材とは具体的にどのような意味か説明をお願いします。

(座長)

資料2のファシリテーションができる人材とは、相談支援従事者にそれぞれ研修を受けて頂くのですが、その研修の中で、その方達を指導したり、さらにその方達のスキルアップができたりするように、働きかけて頂ける方のことです。そうしたファシリテーションできる方を大勢養成した上で、研修をさらに実施していけば、よりスキルアップされた相談支援従事者が育っていくのではないかと、さらに専門的というか、質の高い方が養成できるのではないかと考えています。

(委員)

簡単に言うと、相談支援できる人を養成する方ということでしょうか。

(座長)

そうです。

(委員)

ありがとうございました。

(座長)

ちょっとよろしいですか。相談支援とは、今、障害者総合支援法を利用なさる障害者の方は、すべて計画相談を受けていらっしゃると思うのですが、その計画相談を立てる方達の研修がこの相談支援人材部会で行っている研修になります。みなさんの人生における、今後こういう風に暮らして行きたいという、障害者の方の希望をもとにしたプラン、計画を立てる方達を育てているのが、相談支援・人材育成部会となります。さらにそういう方達のプランを立てたものをさらに充実させていくために、より専門的な知識をもった人達を育てていく、そういった方達がファシリテーションできる人となります。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

相談員の養成研修は受けたけど、なかなか実働者がいない、実際に障害福祉サービスを使う人のサービスが組み立てられない現状があります。

実際に相談員が動いていないのは、ファシリテーションする人が少ないからではないかと思います。県として、ファシリテーションする人を育てる仕組みも今後検討していかななくてはならないと思います。

私は重症心身障害児者部会に所属しておりますが、看護師としても働いております。チーム医療の中でどう動くかが必要だと思っています。やまなし障害児・障害者プラン2018の中では、医療的ケア児を支援するため、福祉だけでなく、医療、教育等の関係機関が相互に協議する場を設置するとされており、このチーム医療の考えを早期に実現するためには、どのように進んで行けば良いかと考えています。

(議長)

御意見として頂戴します。他にございますか。

(委員)

自立支援協議会につきまして、聴覚障害に関連する課題というものが検討されているかどうかお伺いたい。私も地元、甲斐市の自立支援協議会に出席させて頂いております。そこでは聴覚障害者に関連する課題をいくつか提出させて頂いていますが、他の市町村でもそのような課題が提出されて、県に伝わるようなものがあるのか、どう取り組んでいるのか、その動きが見えない状況にありますので、その辺りを含めてお答え頂きたい。

(座長)

地域自立支援協議会というのは、例えば、甲府市、甲斐市等、様々なところにありますが、そこで出てきた課題を県自立支援協議会に上げていくかたちで、その時のプロジェクトチームが決まっています。

例として、甲斐市から医療的ケアの課題は10年かけて、県自立支援協議会に上がってきました。動き出したのが3年位前、プロジェクトを組んで、実際に現在、部会になっていったという経過があります。

それぞれの地域で抱えている課題を地域自立支援協議会から県の自立支援協議会の委員を通じて上げてきて頂き、重点課題として取り上げていくかどうか検討していくことになります。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

関連質問があります。

(議長)

簡潔にお願いします。

(委員)

その中で、聴覚障害に関する課題は何かありましたでしょうか。

(座長)

ここ数年、県自立支援協議会に関わっていますが、聴覚障害に関する課題は大きなプロジェクトとしては出てきていません。聴覚障害に関する課題はどこでも困っている課題だと思いますので、是非、その声を、地域自立支援協議会から上げて頂くようお願いする。

(議長)

ありがとうございました。他にございますか。

(委員)

精神障害の分野の包括支援協議会として、自立支援協議会の中に持ち込まれた訳ですが、その地域で、障害者の自立に向けて、特に精神障害の皆さんが、どう自立できるか、という視点では、地域自立支援協議会に期待するところが非常に大きいと思います。これは国の施策ですが、面的に、単に協議するだけでなく、具体化していくということに大きく期待しているところです。

昨年度の2月に山梨県立美術館で行われた、権利擁護部会に参加させていただきました。6年位前に、障害者の自己決定を盛り込んだ障害者総合支援法が策定されたと思うのですが、私が参加させていただいた権利擁護部会でも障害者の自己決定については全くこれからの話がありました。

障害者はいろいろな面で、障害者は自己決定できるという環境作り、災害の問題も含めて、障害者施策推進協議会、自立支援協議会で大きな力を作っていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

(座長)

1点だけよろしいでしょうか。

先程も聴覚障害に係る課題について自立支援協議会での検討状況についてお尋ねがございましたが、施策推進協議会から自立支援協議会で検討してほしい課題があればそれも伝えていただければ有り難いです。是非よろしくお願いします。

(議長)

これは、報告事項ということですので、改めて、皆さんの決議をとるということもございませんので、御了承頂きたいと思います。

(委員)

- 了承 -

(議長)

それでは引き続き、最後の「その他」でございますが、特別に何かございましたら、簡潔にお願いします。

(委員)

冒頭会長から実に完璧に御発言頂いて私もそのとおりだと思ったのですが、みなさん、この間、一週間ぐらいですかね、障害者雇用の、本当に考えられないようなことが起きました。これは今、障害者にとって、私はあえて時間が無いのに発言させていただくのは、みなさんのほとんどがそのことを、自分の声で発したいのではないかと思うのです。こんな風なことを続けていたら、日本国はもたないのではないかと思うのです。こんなだまし方を40数年間続けてきたというのは、とても信じられない。でも、ここでへこたれてはいけませんので、やはりあるべき方向に、障害者が本当に安心して地域に住める環境作りのために、私たち、がんばらなければいけないなと思います。ありがとうございました。

(議長)

以上で予定をいたしました、議事を終了したいと思います。いろいろと貴重な御意見を頂戴いたしました。ぜひ、県には今後これらの意見を施策化に向けて進めて頂きたい、このように議長として希望意見を述べまして、議長の任を終了したいと存じます。ありがとうございました。

(司会)

それでは、以上で、平成30年度第1回山梨県障害者施策推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。